

第 1 4 号 議 案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 9 7 の項を 1 0 1 の項とし、8 7 の項から 9 6 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、9 1 の項の前に次のように加える。

89 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付手数料	1件につき	2,400円	書換え申請のとき
90 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付手数料	1件につき	3,400円	再交付申請のとき

別表第 2 中 8 6 の項を 8 8 の項とし、7 9 の項から 8 5 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、7 8 の項の次に次のように加える。

79 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	1件につき	3万 4,100円	許可申請のとき
--	----------------------------	-------	--------------	---------

に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査				
80 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	1件につき	1万 2,400円	更新申請のとき

別表第5中101の項を102の項とし、100の項を101の項とし、同表99の項種別・単位の欄中「又は同項(2)のアからカ」を「、同項(2)のアからカまで又は同項(3)のアからカ」に、「又は同項(2)のアに掲げる額」を「、同項(2)のア又は同項(3)のアに掲げる額」に改め、同項を同表100の項とし、同表98の項中「及び(2)」を「から(3)まで」に、「又は(2)のア」を「、(2)のア又は(3)のア」に、

「

(2) (1)以外の場合

を

「

(2) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項の設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合

ア 100平方メートル以内のもの

1万  
6,000円

イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5万 7,000円	に
ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	9万 2,000円	
エ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	17万 2,000円	
オ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	29万 5,000円	
カ 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	45万 5,000円	
(3) (1)及び(2)以外の場合		

」

改め、同項を同表99の項とし、同表中97の項を98の項とし、94の項から96の項までを1項ずつ繰り下げ、93の項の次に次のように加える。

94 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
--	--	-------	------	---------

第2条 足立区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第5の8の項種別・単位の欄中「建築基準法」の次に「第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうか

の審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに10の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法」を加え、同表9の項種別・単位の欄中「建築基準法」の次に「第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法」を加え、同表10の項及び11の項を次のように改める。

<p>10 建築基準法第6条の3 第1項ただし書の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査</p>	<p>特定建築基準適合 審査手数料</p>	<p>特定建築 基準適合 審査をす る部分の 床面積に 応じ、次 に掲げる 額とす る。</p> <p>( 1 ) 1,000平 方メート ル以内の もの</p> <p>( 2 ) 1,000平 方メート ルを超 え、 2,000平 方メート ル以内の もの</p> <p>( 3 )</p>	<p>15万 6,000円</p> <p>20万 9,000円</p> <p>24万円</p>	<p>確認申請 のとき</p>
--	---------------------------	--	---	---------------------

		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		
		(4) 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	31万9,000円	
		(5) 5万平方メートルを超えるもの	58万7,000円	
11 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額とする。		計画通知のとき
		(1) 1,000平方メートル以内のもの	15万6,000円	
		(2)	20万	

		1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	9,000円	
		( 3 ) 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	24万円	
		( 4 ) 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	31万 9,000円	
		( 5 ) 5万平方メートルを超えるもの	58万 7,000円	

別表第5の12の項種別・単位の欄中「建築基準法」の次に「第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに10の項に掲げる額、同法」を加え、同表13の項種別・単位の欄中「建築基準法」の次に「第18条第4項

ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額、同法」を加え、同表27の項、29の項、31の項、33の項、35の項、37の項及び39の項事務の欄中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同表41の項、43の項及び45の項事務の欄中「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同表46の項中「第1号」の次に「又は第2号」を加え、「承認」を「認定」に改め、同表47の項中「第18条第22項」を「第18条第24項」に改め、「第1号」の次に「又は第2号」を加え、「承認」を「認定」に改め、同表69の項、70の項及び71の項中「第67条の2」を「第67条の3」に改め、同表中102の項を103の項とし、101の項を102の項とし、同表100の項種別・単位の欄中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について11の項」を「当該部分ごとに11の項」に改め、同項を同表101の項とし、同表99の項種別・単位の欄中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について11の項」を「当該部分ごとに11の項」に、「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「建築基準法施行令」に改め、同項を同表100の項とし、同表中98の項を99の項とし、94の項から97の項までを1項ずつ繰り下げ、93の項の次に次のように加える。

94	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
----	--	---------------	-------	----------	---------

別表第6都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項

及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について同表」を「当該部分ごとに同表」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成27年6月1日から施行する。

( 提案理由 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び建築基準法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。